

---

## 5 知的財産権強国建設要綱を踏まえた中国の知財政策動向

真家 陽一 *Yoichi Maie*

(一財) 国際貿易投資研究所 特任研究員  
名古屋外国語大学 教授

### 要約

中国における知的財産権の侵害問題は改善傾向にはあるものの、模倣品問題はいまだに深刻であり、知財保護はまだ不十分な状況にある。しかし、他方では中国は知財を戦略的に活用しながら、「模倣大国」から「知財大国」、さらには「知財強国」への転換に向けた政策を推進している。2008年に公表された「国家知的財産権戦略綱要」では知財が国家戦略に掲げられ、2015年に公布された「新情勢下における知的財産権強国建設の加速に関する意見」では「知財強国」が政策文書に初めて盛り込まれた。政策の成果として、中国の国際特許出願件数は2019年に米国を抜いて初の世界1位となった。ただし、中国の特許は「出願件数は多いが価値はまだそれほど高くない」と評価されている。こうした状況の下、2035年までに知的財産権の総合競争力が世界トップレベル入りを果たし、知財強国を基本的に完成させることを目標とした「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」が2021年9月に公表された。中国における知財政策の推進をビジネス面から見ると、チャンスとリスクが混在している状況にあるが、日本企業としてはいわば「是々非々」で対応していくことが必要である。

### はじめに

「新冷戦」とも称される米中対立の本質の一つに「ハイテク産業を巡る大

国間の覇権争い」がある。このため、米国は中国による知的財産権の侵害を問題視し、輸出管理と投資に関わる規制を強化している。実際、中国の知財侵害問題はいまだ存在し、しかも深刻化している状況にある。

しかし、他方では中国は知財を戦略的に活用しながら、「模倣大国」から「知財大国」、さらには「知財強国」への転換に向けた政策を推進していることには留意する必要がある。米中対立の激化を背景に、科学技術の「自立自強」を模索する中、中国が知財強国を目指す動きはますます加速化していくことが予想される。事実、中国は2021年9月22日、2035年を展望した知財政策の長期計画「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」を公表した。

本稿はこうした状況を踏まえ、まず米中対立の焦点ともなっている中国の知財侵害問題の現状について、日本企業の事業展開に及ぼしている影響等を基に確認する。次に、中国が知財を戦略的に活用しながら「知財強国」に転換すべく、政策を推進していることに鑑み、知財分野における中国の国家戦略の変遷について概観するとともに、中国の知財戦略の成果および技術力の評価について検証する。その上で、「知的財産権強国建設要綱」の内容を概観することで、中国政府の知財政策の現状と今後の方向性を包括的に考察していくことを目的とする。

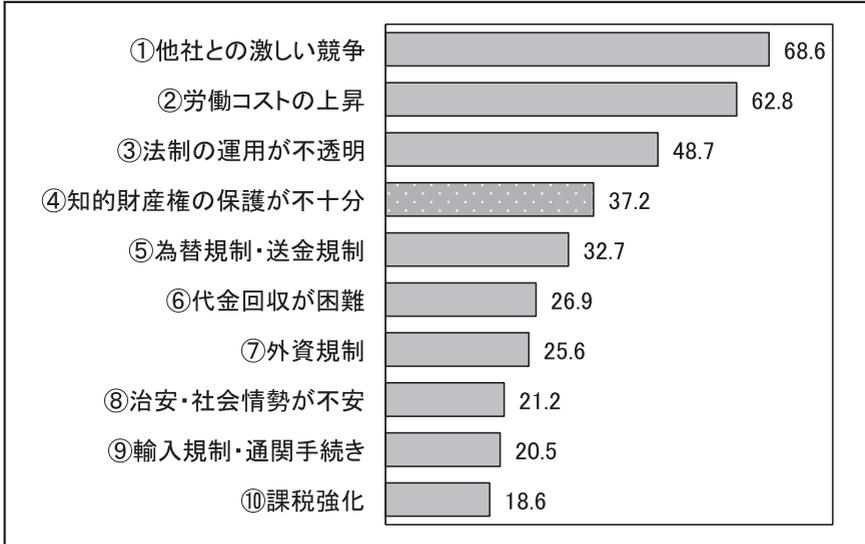
## 1. 中国における知財侵害問題の現状

まず中国の知財侵害問題の現状について、日本企業の中国での事業展開に及ぼしている影響等を基に確認してみよう。国際協力銀行（以下、JBIC）が2021年1月15日に公表した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告：2020年度海外直接投資アンケート調査結果（第32回）」によれば<sup>注1</sup>、中国での事業展開における課題として「知的財産権の保護が不十分」を挙げた回答率は37.2%と4割近くに達し、「他社との激しい競争」（68.6%）、「労働コストの上昇」（62.8%）、「法制の運用が不透明」（48.7%）に次ぎ、4番目に多かった（図1）。

また、同調査報告において、中期的（今後3年程度）に有望と考える事業

図1. 中国での事業展開における日本企業の課題

(単位：%)

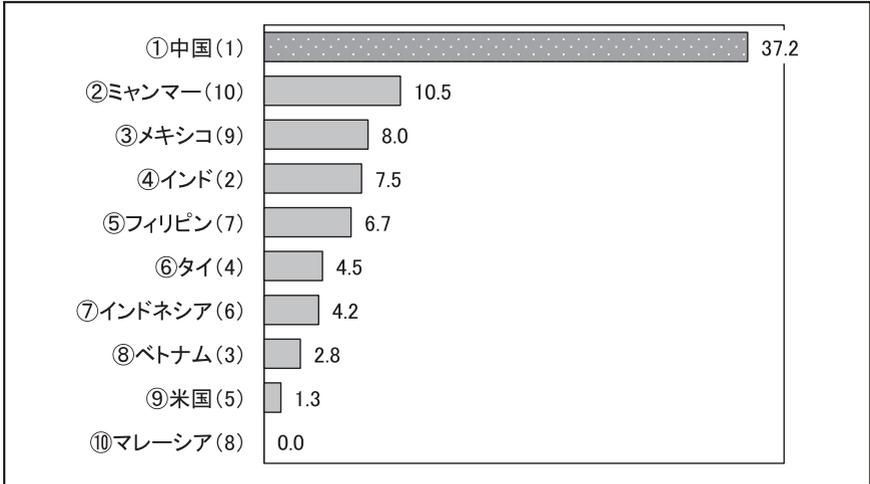


資料：国際協力銀行：「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」2021年1月を基に筆者作成  
 展開先国として、中国は首位だったものの、有望国上位10か国の中で、「知的財産権の保護が不十分」を海外事業展開における課題と回答した企業の割合を見ると、中国が最も多かった（図2）。ただし、「知的財産権の保護が不十分」を課題と挙げる割合は2017年度までは40%以上だったものの、2018年度以降は30%台で推移しており<sup>注2</sup>、回答率は低下傾向にある（図3）。

JBICのアンケート調査の結果から、改善傾向にはあるものの、知財保護が不十分なことが、中国での事業展開に影響を及ぼしていることが確認された。それでは、具体的にはどのような問題があるのであろうか。中国に進出する日本企業で構成する中国日本商会は、直面している課題解決のための建議を中国政府に対して取りまとめた「中国経済と日本企業白書」を2010年より発行しているが<sup>注3</sup>、ここでも知的財産権は常に共通課題となっている。2021年6月16日に公表された中国経済と日本企業白書（2021年版）では「知的財産の保護・活用面が着実に進展している一方、いまだに解決されることのない課題も多くある。特に正当な権利を有しない他者が商標を出願する冒

図2. 「知的財産権の保護が不十分」が課題と回答した企業の国・地域別割合

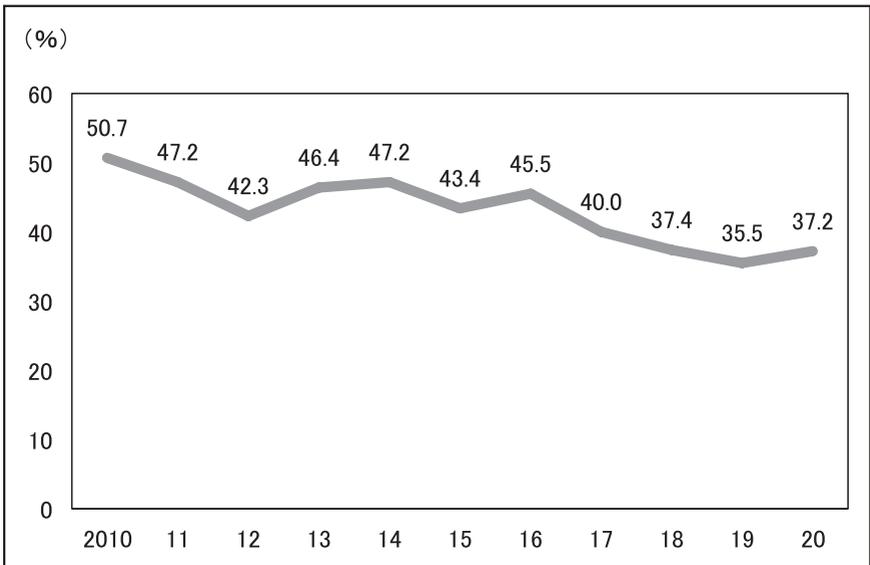
(単位：%)



注：括弧内の順位は中期的な有望国ランキングにおける順位

資料：図1に同じ

図3. 中国で「知的財産権の保護が不十分」を課題と挙げる企業の割合の推移



資料：国際協力銀行；「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」各年度版を基に筆者作成

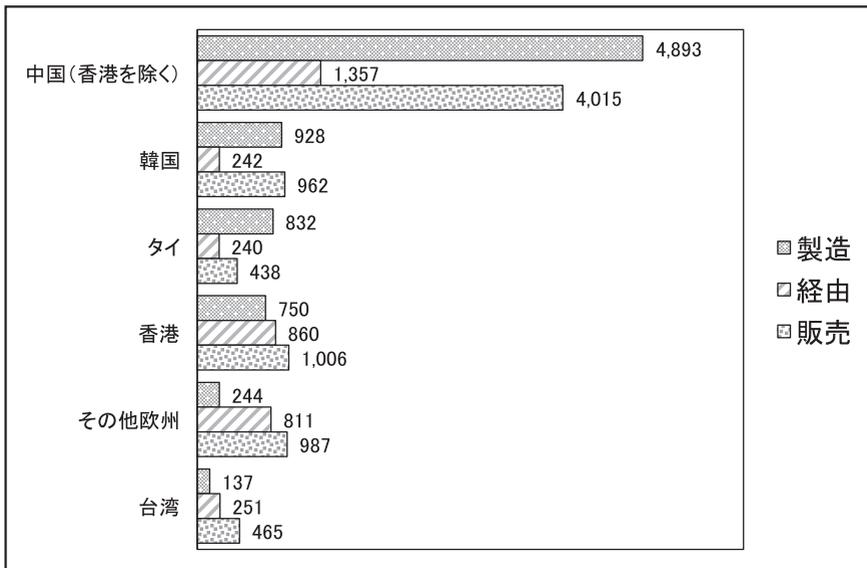
認商標出願を代表例とする商標や専利の非正常出願は大きな課題となっており<sup>注4</sup>、また、模倣品の問題も依然として残されている」と指摘している<sup>注5</sup>。模倣は巧妙化しており、部品単位で出荷し市場の近辺で最終組立・梱包を実施したり、保管・輸送時にはノーブランドもしくは別ブランドにしたり、ビジネス（生産、輸送、販売等）自体を摘発執行機関の勤務時間外である夜間や休日に行う等、摘発回避の手段も多様化が進んでいるとされる。

こうした現状を踏まえ、白書は中国政府に対して、知的財産の適切な保護の促進や知的財産に関わる公正な競争環境の実現および紛争処理の公平化・合理化を建議している。

実際、知財問題のうち、古くて新しい問題といえるのが模倣品被害である。特許庁が2021年3月12日に公表した「2020年度模倣被害実態調査報告書」によると<sup>注6</sup>、模倣品の製造国、経由国、販売国が中国（香港を除く）とする法人数はそれぞれ、4,893社、1,357社、4,015社となり、国・地域別では

図4. 日本の国・地域別模倣被害状況

(単位：社)



資料：特許庁：「2020年度模倣被害調査報告書」2021年3月を基に筆者作成

いずれも最多であった（図4）。

## 2. 知財強国を目指す中国の国家戦略の変遷

中国の知財侵害について、従来の模倣品問題はいまだに深刻であり、しかも巧妙化している状況にある。しかし、他方では中国は知財を戦略的に活用しながら、「模倣大国」から「知財大国」、さらには「知財強国」への転換に向けた政策を推進していることには留意する必要がある。ここでは知財強国に向けた中国の国家戦略の変遷について概観する。

中国が知財関連の法整備を始めたのは1980年代に入ってからだ（図5）。1982年に商標法、1984年に特許法などに相当する専利法を制定した。日本の

図5. 中国の知財戦略の発展の変遷

<p><b>開始期</b> (1970～1990年代)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 技術導入のため知財関係法制を整備</li> <li>◆ 1982年に商標法、1984年に専利法、1990年に著作権法を制定</li> </ul>
<p><b>WTO対応時代</b> (1990～2000年代)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 世界貿易機関(WTO)加盟に向けて、知財関係法制を改正し、知財制度を国際水準に引き上げ</li> <li>◆ 行政も司法も模倣品対策に注力</li> </ul>
<p><b>国家戦略時代</b> (2008年以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 2008年に「国家知的財産権戦略綱要」が制定され、知財を国家戦略に掲げる</li> <li>◆ 2011年に策定された「第12次5か年計画」において科学技術イノベーションを支援する政策措置として知財戦略の実施を打ち出す</li> <li>◆ 2015年に公布された「新情勢下における知的財産権強国建設の加速に関する意見」において「知財強国」を初めて政策文書に盛り込む</li> <li>◆ 2016年に公表された「第13次5か年計画」において「知財強国」を国家目標に位置付け</li> <li>◆ 2021年に審議・採択された「第14次5か年計画および2035年までの長期目標要綱」においてイノベーション駆動型発展を担う知財の役割を明確化</li> <li>◆ 2021年9月に2035年に向けた国家戦略として「知識産権強国建設要綱」を公表</li> </ul>

資料：科学技術振興機構：「中国知財戦略に関する調査」2017年3月および中国政府の公表資料を基に筆者作成

---

特許制度は「専売特許法」が施行された1885年から始まったとされており、中国の法整備は日本に約100年遅れたことになる。

中国が政策として知財戦略に本格的に乗り出したのは2000年代になってからで、2008年6月に国務院から「国家知的財産権戦略綱要」が公表され、ここで知財が国家戦略の一つに掲げられた<sup>注7</sup>。また、2011年3月に策定された「第12次5か年計画（2011～2015年）」において、科学技術イノベーションを支援する政策強化の一環として、知財戦略を実施していく方針が打ち出された<sup>注8</sup>。さらに、2015年12月に国務院から「新情勢下における知的財産権強国建設の加速に関する意見」が公布され、「知財強国」が政策文書に初めて盛り込まれた<sup>注9</sup>。同意見を踏まえて、2016年3月に発表した「第13次5か年計画（2016～2020年）」では、「知財強国」が国家目標に位置付けられた<sup>注10</sup>。

こうした変遷を経て、2021年3月に開催された全国人民代表大会（全人代、国会に相当）において審議・採択された「第14次5か年計画（2021～2025年）および2035年までの長期目標要綱」では、知財政策は「第7章：科学技術イノベーション体制メカニズムの整備」の「第2節：知的財産権保護運用体制の整備」に謳われており、中国が推進するイノベーション型駆動発展において、知財が重要な役割を担うという方向性が明確化されている<sup>注11</sup>。

具体的には、知的財産権強国戦略を実施し、厳格な保護制度を実行するとともに関連の法律法規を整備し、新分野・新業態の知的財産権立法を加速するとしている。また、司法保護および行政法執行を強化するとともに侵害に対する懲罰的賠償制度を整備し、損害賠償を強化するといった方針も打ち出されており、知財強国へ向けて、中国は立法・行政・司法面から体制整備を図ろうとしている。

実際、2021年6月からは「改正専利法」が施行され、故意侵害に最高5倍の懲罰的賠償を課す規定が新設されたほか、侵害訴訟における法定賠償額の上限額が現行の100万元から500万元に引き上げられるなど、侵害行為に対する懲罰が強化されている<sup>注12</sup>。

この他にも、①専利集約型産業の育成、②科学研究機構および高等教育機関の知的財産権処理における自主権拡大、③無形資産評価制度の整備、④知

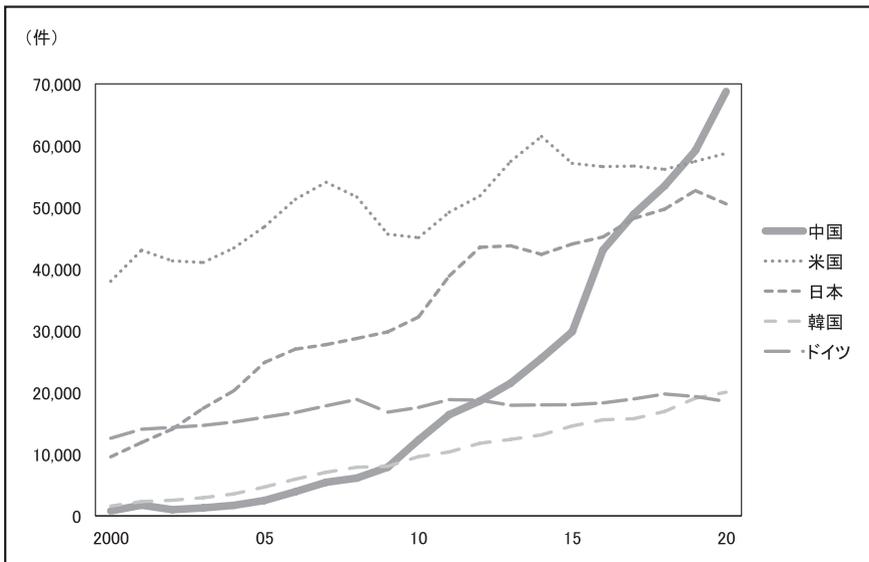
的財産権保護運用公共サービスプラットフォームの構築などの政策が掲げられている。

### 3. 中国の知財戦略の成果および技術力に対する評価

中国は2000年代以降、知財戦略を本格的に推進しているが、その成果はどうであろうか。中国の知財分野における躍進事例として、とりわけ指摘されているのが急速な特許出願件数の増加だ。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）によれば<sup>注13</sup>、中国の特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）に基づく国際特許出願件数は<sup>注14</sup>、2017年に4万8,903件で日本を上回って世界2位、2019年は5万9,177件で米国を抜いて初の世界1位となった（図6）。

2020年も68,764件と2年連続で世界1位となり、しかも2位の米国の（5万8,730件）を1万件以上上回った<sup>注15</sup>。ちなみに、2020年は韓国が2万54件と初

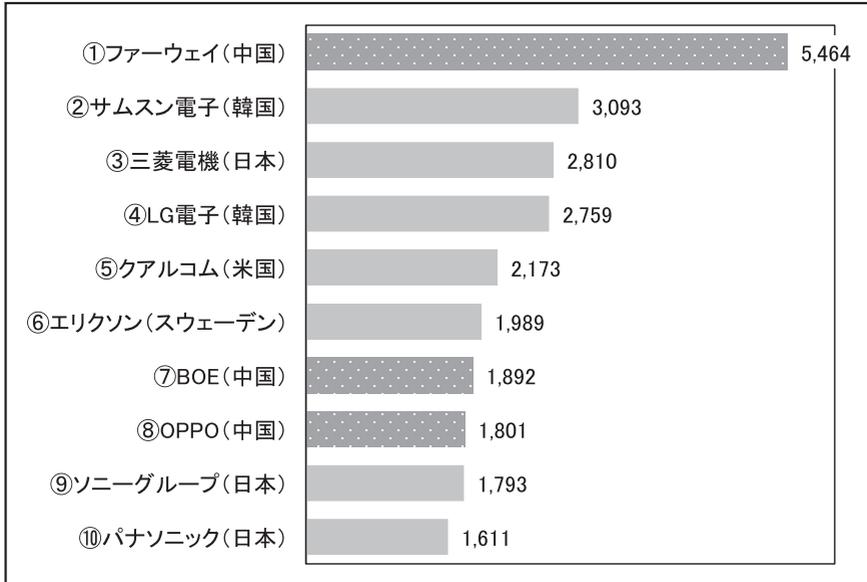
図6. 主要国のPCT国際特許出願件数の推移



資料：世界知的所有権機関（WIPO）の統計データを基に筆者作成

図7. 出願元別PCT国際特許出願件数ランキング (2020年)

(単位: 件)



資料: 世界知的所有権機関 (WIPO): 「Facts and Figures」を基に筆者作成

めて2万件を超え、ドイツを抜いて世界4位に浮上した。

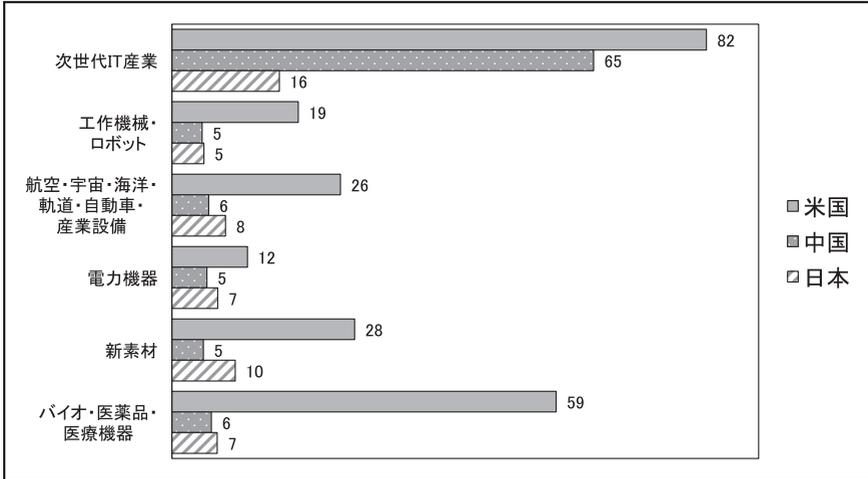
中国の特許出願件数が急増した要因としては、①国家目標に基づいたノルマ (第13次5か年計画では1万人当たりの特許保有件数を12件と設定)、②出願・登録に対する奨励・補助、③ハイテク企業認定によるインセンティブ (知的財産権の保有が認定条件) などが指摘されている。

なお、中国の国際特許の出願元は、通信機器大手の華為技術 (ファーウェイ) が圧倒的に多い。2020年は5,464件と4年連続で世界1位となり、3位の三菱電機 (2,810件、日本企業ではトップ) の2倍近い規模だった (図7)。ファーウェイ社に加えて、7位に液晶パネル大手のBOE、8位に通信機器大手のOPPOと、上位10社に中国企業が3社ランクインした<sup>注16</sup>。

中国の特許出願は急増しているが、その質はどのようなのだろうか。経済産業省が毎年発表している「通商白書」の2019年版は日米中3か国の特許出願 (2012~2016年の累計値) を比較している<sup>注17</sup>。産業別に件数をみると、3

図8. 日米中企業の特許出願件数比較（2012年～2016年累計）

（単位：1,000件）



資料：経済産業省；「通商白書2019」（原典はBvD「Orbis-IP」）を基に筆者作成

各国ともに「次世代IT産業」が最も多いが、米国は8万2,000件、中国は6万4,681件であるのに対して、日本は1万6,486件と、米国の6分の1、中国の4分の1程度に過ぎない（図8）。

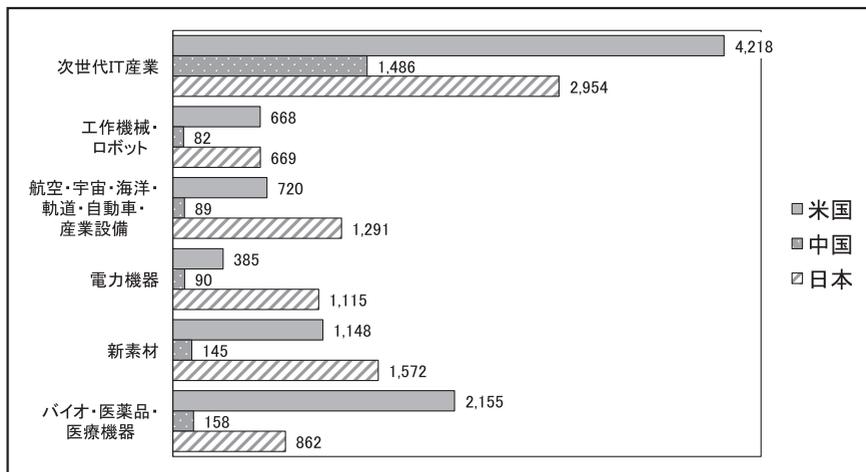
しかし、特許の評価額を比べると、次世代IT産業において、中国は1,486億ドルだったのに対して、日本は2,954億ドルと逆に中国の約2倍の規模だった（図9）。このデータを見る限り、中国の特許は「出願件数は多いが価値はまだそれほど高くない」といえる。

特許庁のレポート「経営における知的財産戦略事例集」によると<sup>注18</sup>、台湾の電子機器製造、鴻海（ホンハイ）精密工業の元法務責任者は「我々から見れば、中国の特許の質はまだまだ」、「中国企業の特許の品質を、評価指標を用いて分析すれば、無駄な不安を避け、対応策を練ることも可能」などとコメントしている。

実際、統計から見ても、中国はまだ質的には特許大国とはなっていないといえる。国家外貨管理局が公表した国際収支統計から、主に特許に関わる「知的財産権等使用料」をみると<sup>注19</sup>、中国は海外からの受取よりも海外へ

図9. 日米中企業の特許評価額比較（2012年～2016年累計）

（単位：億ドル）



資料：図8に同じ

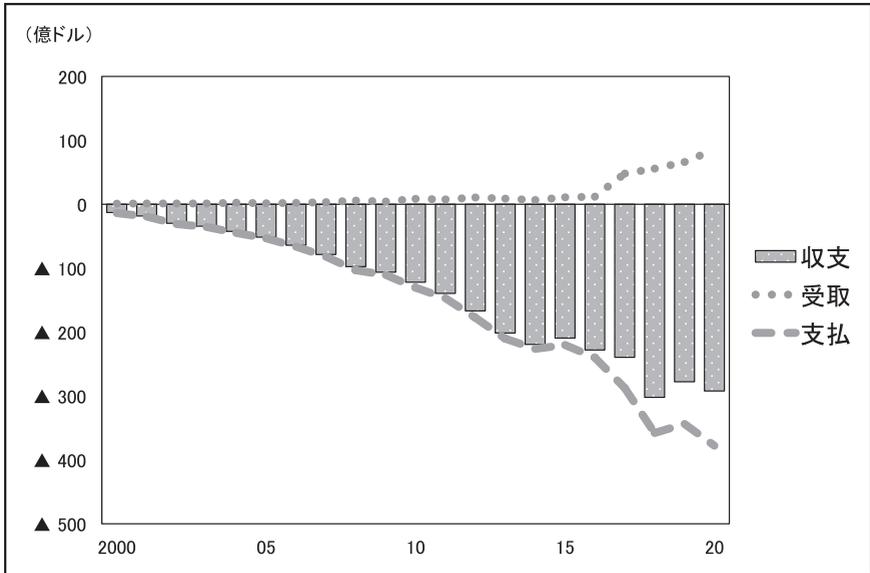
の支払の方が圧倒的に多い。2020年は受取が前年比29.5%増の85億5,446万ドルと3割弱の増加となったものの、支払も9.9%増の377億8,173ドルと2桁近い増加となり、この結果、収支の赤字は5.3%増の292億2,727万ドルに拡大した（図10）。

とはいえ、過小評価は禁物だろう。筆者がヒアリングした技術に詳しい関係者は「特許出願には人材と資金が必要。件数が日本を上回るということは、人材と資金が上回っていることを示唆している。そういう意味では、将来に対して警鐘を鳴らさないといけない」と強調している。

#### 4. 知的財産権強国建設要綱の内容の概観

「模倣大国」とも揶揄された中国は、「知財強国」を国家目標に位置付け、立法・行政・司法面での体制整備をはじめ、さまざまな政策を推進してきた。PCT国際特許出願件数は2019年に米国を抜いて世界1位になり、今後は課題とされる量から質への転換も進んでいくことが見込まれる。

図10. 中国の知的財産権等使用料の推移



資料：国家外貨管理局の統計資料を基に筆者作成

こうした状況の下、「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」（以下、要綱）が2021年9月22日、中国共産党中央委員会と国務院から公表された<sup>注20</sup>。2008年6月に発表された「国家知的財産権戦略要綱」を13年ぶりに改定し、今後の長期的な展望を示した中国の知財政策文書として、関係者の注目を集めている。

要綱は全9部で構成され、さらに24項目に細分化されている（表1）。まず、「（1）戦略的背景」および「（2）全体的要求」が総論、続いて「（3）社会主義現代化に向けた知的財産権制度の建設」から「（8）知的財産権のグローバルガバナンスへの参画促進」までが各論となり、最後に「（9）組織保障」が掲げられている。以下、項目ごとに要綱の注目ポイントを概観してみよう。

表1. 知的財産権強国建設要綱の構成

(1)	戦略的背景		
(2)	全体的要求	①	指導思想
		②	活動原則
		③	発展目標
(3)	社会主義現代化に向けた知的財産権制度の建設	④	法律体系の構築
		⑤	管理体制の構築
		⑥	政策体系の構築
		⑦	規則体系の構築
(4)	世界一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の建設	⑧	司法保護体制の整備
		⑨	行政保護体系の整備
		⑩	協同保護構造の整備
(5)	イノベーション発展を奨励する知的財産権市場運営メカニズムの建設	⑪	創造メカニズムの整備
		⑫	運用メカニズムの整備
		⑬	市場化運営メカニズムの整備
(6)	人民の便宜を図る知的財産権公共サービス体系の建設	⑭	公共サービスの供給強化
		⑮	公共サービスの標準化・規範化・ネットワーク化建設の強化
		⑯	情報サービスモデルの構築
(7)	知的財産権の質の高い発展を促進する人文社会環境の建設	⑰	文化理念の形成
		⑱	文化伝播マトリックスの構築
		⑲	人材発展環境の構築
(8)	知的財産権のグローバルガバナンスへの参画促進	⑳	改革と建設への積極的な参画
		㉑	国際協力 ネットワークの構築
(9)	組織保障	㉒	組織指導の強化
		㉓	条件保障の強化
		㉔	審査評価の強化

資料：中国共産党中央委員会、国務院：「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」2021年9月22日を基に筆者作成

### (1) 戦略的背景

要綱が策定された戦略的背景としては、新たな発展段階に入り、質の高い発展を推進することは経済の持続的で健全な発展を維持するための必然的な要求であり、イノベーションは発展をリードする第一の原動力であり、知的財産権は国家発展の戦略的資源および国際競争力の中核的要素としての役割がより明確化していることが指摘されている。

その上で要綱は、知的財産権強国戦略を実施し、中国の特色ある世界レベ

表2. 知的財産権強国建設要綱の発展目標

2025年	2035年
<p>【定性目標】 知的財産権強国の建設が明確な成果を収め、知的財産権の保護がより厳格化され、社会的満足度が高いレベルに到達・維持され、知的財産権の市場価値がさらに明確化され、ブランド競争力が大幅に向上</p>	<p>【定性目標】 知的財産権の総合競争力は世界トップレベルに入り、制度システムが整備され、イノベーション・創業による発展が促進され、社会全体の知財文化の自覚が基本的に形成され、グローバルガバナンスに全方位的・多層的に参画する国際協力構造が基本的に形成され、中国の特色ある、世界レベルの知的財産強国が基本的に完成</p>
<p>【定量目標】 専利集約型産業の付加価値の対GDP比率：13% 著作権産業の付加価値の対GDP比率：7.5% 知的財産権使用料の年間輸出入総額：3,500億元 1万人当たりの高価値専利保有件数：12件</p>	

資料：表1に同じ

ルの知財強国を建設することは、国家の核心的競争力を高め、ハイレベルの対外開放を拡大し、より質が高く、効率的で、公平で、持続可能で、安全な発展等を実現する上で、重要な意義があると強調している。

## (2) 全体的要求

### ①指導思想および②活動原則

改革とイノベーションを根本的な原動力として、知的財産権保護の強化をしっかりと把握することは、財産権保護制度を整備する最も重要な内容であり、国家の経済競争力を高める最大の激励であることなどを指導思想としている。また、法治保障と厳格な保護、改革駆動と質の高い発展のための原動力の提供、経済、科学技術、文化、社会等の重点分野との融合発展の推進といった活動原則を掲げている。

### ③発展目標

要綱では、中期（2025年）および長期（2035年）と2段階に分けた目標が設定されており（表2）、第1段階として2025年に向けて、定性と定量の二つの側面から目標を定めている。定性面では知財保護をより厳格化するというスタンスを取りつつ、知財の市場価値をさらに明確化するとともに、ブランド競争力も大幅に向上させることで、知的財産権強国の建設が明確な成果を収めることを目指している。

---

他方、定量面では、專利集約型産業および著作権産業の付加価値の対GDP比率をそれぞれ、13%、7.5%に向上させるとともに、知財使用料の年間輸出入総額を3,500億元、1人当たりの高価値專利保有件数を12件に増加させるといった数値目標を掲げている。

その上で、第2段階として2035年までに、知的財産権の総合競争力が世界トップレベル入りを果たし、世界レベルの知的財産強国を基本的に完成させることを最終目標としている。

### (3) 社会主義現代化に向けた知的財産権制度の構築

要綱は、社会主義現代化に向けた知財制度を建設すべく、法律、管理、政策、規則という4つの面から体系を構築していくとしている。

#### ④法律体系の構築

知財権の基礎的な法律研究を展開し、専門的な法律法規間の連携を適切に行い、法律法規の適用性と統一性を強化する。また、知財権の濫用行為を規制する法制度および知財権に関連する独占禁止、不正競争防止等の分野の立法を整備する。

さらに、ビッグデータ、人工知能（AI）、遺伝子技術などの新分野・新業態の知財権立法を加速するほか、権利侵害懲罰的賠償制度を全面的に実施し、損害賠償力を強化する。

#### ⑤管理体制の構築

管理体制メカニズムの最適化を継続し、中央の知財権保護のマクロ管理、地域協調、渉外関連事項の統一計画などの権限を強化し、管理効率を高める。

#### ⑥政策体系の構築

厳格な保護政策を堅持し、知財権益の分配メカニズムを整備するとともに、知識価値の増加を指向する分配制度を整備し、知財価値の実現を促進す

る。また、保護強化を指向する専利商標審査政策を整備する。

#### ⑦規則体系の構築

新技術、新産業、新業態、新モデルの知財権保護規則を整備する。また、インターネット分野の知財権保護制度の整備を模索するとともに、データの知財権保護規則の構築を検討する。さらに、アルゴリズムや人工知能（AI）による産出物の知財権保護規則を研究する。

#### (4) 世界一流のビジネス環境を支える知的財産権保護体系の建設

要綱では、ビジネス環境を支える知財権保護体系の建設に向けて、司法・行政保護体系および協同保護構造を整備することが謳われている。

#### ⑧司法保護体制の整備

ハイレベル知財権裁判機構建設プロジェクトを実施し、スマート法院の建設を強化するとともに、地域横断的知財権遠隔訴訟プラットフォームの建設を積極的に推進する。また、刑事取締りを強化し、知財権犯罪捜査業務制度を整備する。

#### ⑨行政保護体系の整備

行政担当者の専門化レベルを向上させ、行政保護技術調査官制度の確立を模索する。また、対外貿易知財権保護調査メカニズムを構築するとともに、税関による知財権保護を強化し、国際的な知財協力を推進する。

#### ⑩協同保護構造の整備

党中央による統一的な指導を堅持し、政府の職責履行、法執行部門の厳格な監督管理、司法機関の公正な司法、市場主体の規範的な管理、業界組織の自律的自治、社会公衆の誠実な法律遵守といった知財権の協同保護を実現する。

---

## (5) イノベーション発展を奨励する知的財産権市場運営メカニズムの建設

要綱は、イノベーション発展を奨励する知的財産権市場運営メカニズムを建設すべく、創造、運用および市場化運営に関わるメカニズムを整備している。

### ⑪創造メカニズムの整備

特許、商標、著作権等の知財権が連携効果を発揮するよう誘導し、知財権競争力の強い世界一流企業を育成する一方、中小企業知財権戦略推進プロジェクトの実施を深化させる。

### ⑫運用メカニズムの整備

地域の発展、政府が投資する重大な経済・科学技術プロジェクトにおける専利ナビゲーションの役割を積極的に発揮させ、伝統的な優位産業、戦略的新興産業、未来産業の発展における専利ナビゲーションの応用を強力に推進する<sup>注21</sup>。また、国有知財権の帰属と権益分配メカニズムを改革し、科学研究機関や高等教育機関の知財権処理における自主権を拡大させる。

### ⑬市場化運営メカニズムの構築

知財権運営体系建設プロジェクトを実施し、産業に焦点を当て、地域を牽引する運営プラットフォームを建設し、国際化、市場化、専門化された知財権サービス機構を育成し、知財権サービス業の格付け分類評価を展開する。

また、知財権金融を発展させ、知財権質権設定情報プラットフォームを整備し、知財権融資モデルの刷新を模索する。

## (6) 人民に便宜を図る知的財産権公共サービス体系の建設

要綱では、公共サービスの供給や標準化、規範化、ネットワーク化の強化および情報サービスモデルの構築の推進により、知財権公共サービス体系を建設していく方針を打ち出している。

⑭公共サービスの供給強化

知財権公共サービススマート化建設プロジェクトを実施し、国家知財権ビッグデータセンターと公共サービスプラットフォームを整備し、経済、科学技術、金融、法律等の情報との共有・融合を実現する。

また、専門的で便利な知財権公共コンサルティングサービスを強化し、中小企業とスタートアップ企業の知財権公共サービスメカニズムを整備する。

⑮公共サービスの標準化、規範化、ネットワーク化建設の強化

情報技術を効果的に利用し、オンラインとオフラインの手段を総合的に運用することで、知財権公共サービスの効率を高める。

⑯情報サービスモデルの構築

知財権データ基準の制定およびデータ資源の供給を強化し、市場化、社会化された情報加工およびサービスメカニズムを構築する。また、知財権データ取引市場を規範化し、知財権情報の開放・共有を推進し、データの開放とプライバシー保護の関係を適切に処理し、知財権データ資源の市場価値を十分に実現する。

(7) 知的財産権の質の高い発展を促進する人文社会環境の建設

要綱では、知財権の質の高い発展を促進する人文社会環境を建設すべく、文化の理念形成や伝播マトリックスの構築を図るとともに、人材発展環境を構築するとしている。

⑰文化理念の形成

教育指導、実践養成および制度保障を強化し、公民が知財権を自覚的に尊重・保護する行為習慣を育成し、権利侵害・模倣行為を自覚的に抑制する。

⑱文化伝播マトリックスの構築

伝統メディアと新興メディアが融合発展する知財権文化伝播プラットフォ

---

ームを構築し、ソーシャルメディアやショート動画などの新しいメディアチャンネルを開拓する。

#### ⑱人材発展環境の構築

知財権専門人材育成計画を実施する。また、知財権弁護士の育成と研修業務を適切に行うほか、知財権に関わる国際人材の育成を強化する。

#### (8) 知的財産権のグローバルガバナンスへの参画促進

要綱は、知財権のグローバルガバナンスへの参画を促進すべく、「一带一路」等も活用しながら、国際協力ネットワークを構築していくという方針も打ち出している。

#### ⑳改革と建設への積極的参画

知財権分野の対外開放を拡大し、国際対話交流メカニズムを整備し、知財権に関連する国際貿易、国際投資等の国際規則および基準の整備を推進する。また、知財権仲裁の国際化レベルを向上させる。

#### ㉑国際協力ネットワークの構築

知財権の多国間協力体系を積極的に維持・発展させ、国連、世界貿易機関等の国際枠組みおよび多国間メカニズムにおける協力を強化する。また、「一带一路」共同建設国・地域と知財権に関する実務協力を深化させ、ハイレベルな協力プラットフォームを構築する。

#### (9) 組織保障

要綱は、組織指導・条件保障・審査評価の強化を通じて組織保障を図る意向を示している。

#### ㉒組織指導の強化

知的財産権強国建設活動に対する党の指導を全面的に強化し、国務院知的

財産権戦略実施工作部間連席会議の役割を十分に発揮させ、要綱の年度推進計画を制定・実施する。

### ②③条件保障の強化

中央と地方の財政投入保障制度を整備し、要綱の実施作業に対する支援を拡大する。財政・税制、投融資などの関連政策を総合的に運用し、多元化、多ルートの資金投入体系を形成し、任務の実行を保障する。

### ②④審査評価の強化

国家知識産権局は関係部門と共同で要綱の実施における調整メカニズムを構築し、年度モニタリングおよび定期評価総括を展開し、任務の実行状況について督促・検査を行い、関連業務の評価に組み入れる。

総じて見れば、今般公表された要綱からは、中国が科学技術の自立自強を模索する中、①知財権の戦略的な活用を通じたイノベーションの促進、②規制・制度の整備による中国企業の知財権保護の強化、③知財権分野における国際的なプレゼンスの拡大などを図ろうとする方向性がうかがわれる。

中国は世界レベルの知的財産強国を目指して、綱要に基づいて長期的な政策を展開していくことが見込まれる。他方、要綱はあくまで基本方針を示したものであり、詳細が不明な項目も少なくなく、今後の具体的な取り組みが注目される。

## 5. 日本企業へのインプリケーション

ここまで、中国における知財侵害問題の現状を確認しつつ、知財分野に関わる国家戦略の変遷とその成果を検証した上で、「知的財産権強国建設要綱」の内容を概観してきた。

本稿の締め括りとして、中国の政策動向を踏まえた日本企業の中国ビジネスへのインプリケーションを検討してみたい。中国は米中対立の長期化を念頭に、科学技術の自立自強を模索している。こうした中で、今後は日本企業

---

とのマッチングや技術提携などの機会が増えてくることも期待される。技術の峻別はもちろん必要だが、日本企業が優位性を持つ分野においては、中国の政府や企業とアライアンスを組みつつ、市場開拓を推進していきける機会があれば積極的に検討していくことが大切であろう。中国市場は巨大とはいえ、技術を出し惜しみすれば、マーケットリーダーになれず、ビジネスチャンスを失うこともあり得る。

他方、知財強国に向けた政策を推進しているとはいえ、中国における知財侵害問題ははまだ深刻であり、リスク対策は欠かせない。また、中国が目指しているのは技術の国産化であり、中国企業との競争上、技術流出の防止に努めていくことは今後ますます重要になってくるものと思われる。

加えて、中国が知財保護を強化していくことは、厳罰化が進んでいくことを示唆しており、今後は急速に技術力を高める中国企業から訴訟を提起されるケースが増えてくることも考えられる。そういう意味では、リスクマネジメントの観点から、知的財産権強国建設要綱も含めた中国の知財政策の動向をこれまで以上に注視していくことも必要であろう。

いずれにしても、中国ビジネスにおいてはチャンスとリスクを慎重に見極めつつ、いわば「是々非々」で対応していくことが必要である。

#### 注

- 1 国際協力銀行：「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告：2020年度海外直接投資アンケート調査結果（第32回）」2021年1月15日  
([https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2020/pdf/0115-014188\\_5.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2020/pdf/0115-014188_5.pdf))
- 2 国際協力銀行：「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」各年度版  
(<https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html>)
- 3 中国日本商会：「中国経済と日本企業白書」各年版  
(<http://www.cjcci.org/list/576.html>)
- 4 専利には、発明特許の他に実用新案および意匠が含まれる。
- 5 中国日本商会：「中国経済と日本企業白書（2021年版）」2021年6月16日  
(<http://www.cjcci.org/userfiles/Japanese（1）.pdf>)
- 6 特許庁：「2020年度模倣被害実態調査報告書」2021年3月12日  
([https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/mohou\\_higai/document/index/0000.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/document/index/0000.pdf))
- 7 国務院「国家知的財産権戦略綱要」2008年6月  
([http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/10/content\\_1012269.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/10/content_1012269.htm))
- 8 「第12次5か年計画（2011～2015年）」2011年3月

- ([http://www.gov.cn/2011lh/content\\_1825838.htm](http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838.htm))
- 9 国務院「新情勢下における知的財産権強国建設の加速に関する意見」2015年12月  
([http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content\\_10468.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm))
  - 10 「第13次5か年計画（2016～2020年）」2016年3月  
([http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content\\_5054992.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm))
  - 11 「第14次5か年計画（2021～2025年）および2035年までの長期目標要綱」2021年3月  
([http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm))
  - 12 「改正専利法」2021年6月施行  
(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/82354d98e70947c09dbc5e4eeb78bdf3.shtml>)
  - 13 世界知的所有権機関（WIPO）「知財統計データセンター」  
(<https://www3.wipo.int/ipstats/pmindex.htm?tab=pct>)
  - 14 一つの出願書を条約に従って提出することにより、すべてのPCT加盟国に同時出願したことと同じ効果を与える出願制度。
  - 15 世界知的所有権機関（WIPO）によれば、2021年は10月現在、中国が46,954件で1位、米国が43,012件で2位、日本が36,291件で3位となっている。
  - 16 世界知的所有権機関（WIPO）「Facts and Figures」  
(<https://www.wipo.int/edocs/infogdocs/en/ipfactsandfigures/>)
  - 17 経済産業省「通商白書2019」〔第2節：貿易制限的措置発動の背景〕2019年7月  
(<https://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2019/2019honbun/i2220000.html>)
  - 18 特許庁「経営における知的財産戦略事例集」2019年6月  
([https://www.jpo.go.jp/support/example/document/keiei\\_senryaku\\_2019/keiei\\_chizaisenryaku.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/example/document/keiei_senryaku_2019/keiei_chizaisenryaku.pdf))
  - 19 国家外貨管理局「中国国際収支バランス時系列表（BPM6）」  
(<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/0627/13519.html>)
  - 20 中国共産党中央委員会、国務院「知的財産権強国建設要綱（2021～2035年）」2021年9月22日  
([http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content\\_5638714.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm))
  - 21 特許ナビゲーションとは、特許庁が2017年4月に公表した「知財人材スキル標準（version 2.0）」において戦略レベルのスキルとして定義されたIPランドスケープに相当するものとされる。  
([https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai\\_skill\\_ver\\_2\\_0.html](https://www.jpo.go.jp/support/general/chizai_skill_ver_2_0.html))